

インフルエンザに備えましょう！

毎年、冬に流行する季節性インフルエンザの予防法の一つは「ワクチン接種」です。100%完全に感染を防ぐことはできませんが、症状を軽くし、重症化を防ぐ効果が期待できます。

1. インフルエンザの流行株は毎年変わりますので、毎年接種しましょう。

毎年、その年の流行に対応したインフルエンザワクチンが作られるため、昨年接種したから大丈夫ということではなく毎年ワクチンを接種することが大切です。またワクチンの効果は5カ月程度で低下します。

2. 早めに接種し、流行に備えましょう。

インフルエンザワクチンは接種してから約2週間後に効果が出始めますので流行の2週間前までには接種を済ませましょう。例年、流行が始まる12月上旬までにワクチン効果を得るためには11月中旬までに接種が必要です。

健保組合では10月から翌年3月までにインフルエンザ予防接種を受けた被保険者及び被扶養者を対象に一人につき千円の補助を行っています。詳しくは健保組合までお問い合わせ下さい。

静岡県自動車整備健康保険組合の保健事業について

当健保組合の保健事業として上記インフルエンザ予防接種費用補助事業の他に加入者の皆様の疾病予防や健康の保持増進を目的として下記の検査費用の補助事業を行っています。対象者は被保険者となっていますので積極的に活用しましょう。詳しくは健保組合までお問い合わせ下さい。

1. 禁煙外来費用補助

支給要件	①禁煙外来の健康保険適用となる方 ②禁煙治療プログラムを終了した方（5回診療12週間）
補助金額	上限10,000円（治療費用が上限額に満たない場合はその治療費額となります。）

2. ピロリ菌検査費用補助

支給要件	保険診療を除き、医療機関または健診機関で検査を受けた場合
補助金額	一人につき1,000円を補助（検査のみ補助、ピロリ菌除菌治療は対象外）
申請手続	①「ピロリ菌検査費用補助金申請書」に必要事項を記入する。 ②ピロリ菌検査を受けたことが明記された医療機関や健診機関の領収書を添付する。 （写しでも可、ピロリ菌検査を受けたことが分かる健診結果等でも構いません。）

被扶養者資格の再確認を実施しています。

この調査は被扶養者の適正な認定を行うことにより、健保組合の財政に大きな影響を与える医療費や高齢者医療制度への納付金・支援金の算出の基礎となる数値の適正化を図るための重要な調査です。締切日は11月12日（月）となっていますので、未提出の場合は大至急、提出をお願いします。

（調査表の提出について）

- ① 「健康保険 被保険者 被扶養者 調査表」を記入して下さい。
- ② 調査表の「収入の有無」欄の「有」に○印を付した方は「被扶養者収入申告書」を記入し添付して下さい。
- ③ 「被扶養者収入申告書」に記入した収入について、金額が確認できる書類の写しを添付して下さい。
- ④ 学生の方は、学生証又は在学証明書の写しを添付して下さい。
- ⑤ 同一世帯であることが認定条件である場合は、住民票（謄本）の写しを添付して下さい。

特定保健指導を受診しましょう。

健診の結果、保健指導が必要と判断された方には特定保健指導が行われます。特定保健指導の費用については全額健保組合が負担いたしますので、生活習慣改善のためのきっかけと捉え積極的な利用をお願いします。